平成２５年（フ）第４１３号
千葉県船橋市習志野台６丁目８番７棟105号
債務者　根本　寿美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１６号
千葉県市原市中高根1346番地57
債務者　三浦　香澄（旧姓切替）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２０号
千葉市稲毛区作草部２丁目２番41号　メゾン笠原301号
債務者　佐藤　芳郎
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４３８号
千葉県船橋市山野町177番地５　ファミール第１西船橋707号
債務者　新谷　軌人
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９２２号
名古屋市中川区小本１丁目18番18号　宝マンション烏森107号室
債務者　北村　英昭
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４４号
名古屋市中区栄１丁目24番26号　パークサイドオザワ５Ｄ号
債務者　岸　　惠子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５１号
名古屋市緑区鳴海町字向田13番地の２
債務者　山内さよ子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８４号
岡山県倉敷市水島明神町４番21―１号、申立時の住所・住民票上の住所岡山県倉敷市水島明神町４番21―３号
債務者　向井　智恵（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０９０号
北海道白老郡白老町字石山107番地34、申立時の住所北海道千歳市花園５丁目７番３―506号
債務者　平野　　隆
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９１号
北海道白老郡白老町字石山107番地34、申立時の住所北海道千歳市花園５丁目７番３―506号
債務者　平野富士江
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１７号
札幌市西区発寒６条９丁目３番１―605号
債務者　飯間　真美（旧姓石谷）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１８号
札幌市東区北丘珠４条３丁目６番10号
債務者　池田　辰也
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５８号
札幌市西区西野２条２丁目８番１―308号
債務者　鈴木瑠璃子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７０号
札幌市東区本町１条９丁目１番９号
債務者　藤井　亨恵
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７５号
札幌市白石区菊水４条３丁目１番14号　ソシアルコート菊水306号
債務者　武田　典子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３７号
札幌市豊平区西岡２条14丁目４番５―101号
債務者　千葉　雄一
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６２号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番75―421号
債務者　山根　三男
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部